

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣等実施要領

(目的)

第1条 この要領（以下、「本要領」という）は、自然災害やサイバー攻撃、感染症などの様々なリスクに対する県内事業者の事業継続力の強化を支援するため、とっとりBCPサポートセンターにおいて、専門的な助言・指導を行う者（以下「専門家」という。）の派遣等を行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 鳥取県（以下「県」という。）は、県内事業者に対して、BCPの策定又は改善の支援を行うため、専門家の派遣又はオンラインによる個別指導等（以下「専門家派遣等」という。）を行うものとする。なお、本要領に記載するBCPとは、Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称であり、自然災害をはじめ、予期しない事象が発生した際に、事業への影響を最小限に抑えるとともに、停止した事業を目標とすべき時間内に再開させるため、あらかじめ定めておく行動計画のことであって、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) BCPで対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されていること
- (2) 非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること
- (3) 非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること
- (4) 社員や非常時に連絡すべき重要な顧客や取引先等の連絡先が整備されていること
- (5) 社内での教育や演習、BCPの継続的な改善方法が定められていること

(本事業の対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下「県内事業者」という。）
- (2) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(専門家派遣等の区分)

第4条 専門家派遣等は、別表1の第1欄に掲げる支援区分に応じて、同表第2欄に掲げる支援単位で実施するものとし、支援回数は同表第3欄に掲げるとおりとする。

(専門家派遣等の費用及びその負担)

第5条 専門家派遣等の実施にあたり、県は別表2の第1欄及び第2欄に掲げる費用について、同表第3欄のとおり専門家に支払うものとする。

(専門家の選定)

第6条 専門家は、原則として商工労働部商工政策課長（以下「商工政策課長」という。）が派遣を希望する県内事業者（以下「派遣希望事業者」という。）の希望と、専門家の状況等を踏まえて選定するものとする。

(専門家派遣等の依頼)

第7条 派遣希望事業者は、遅くとも専門家派遣等を受けようとする日の7日前までに、様式第1号（以下「派遣等依頼書」という。）を商工政策課長に提出するものとする。

(専門家派遣等の実施可否の決定)

第8条 商工政策課長は、前条に規定する派遣等依頼書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、予算の範囲内で専門家派遣等の実施の可否を決定するものとする。

- 2 商工政策課長は、前項により専門家派遣等の実施の可否を決定したときは、派遣希望事業者に対して、様式第2号によりその結果を通知するものとする。
- 3 商工政策課長は、前項の規定による通知に併せて、専門家派遣等を実施する場合には、派遣が適当であるとして選定した専門家（以下「選定専門家」という。）に対して、様式第3号により専門家派遣等を依頼するものとする。

(派遣希望事業者の責務)

第9条 派遣希望事業者は、選定専門家の助言・指導を受けるにあたり、選定専門家に相談すべき事項を事前に十分に検討し、効果的かつ効率的に助言・指導を得られるよう努めなければならない。

2 商工政策課長は、派遣希望事業者のBCPの策定又は改善等の取組状況等を確認して、助言・指導を踏まえて適切な対応を進めていくよう、必要な指示を行うことができるものとする。

(選定専門家の責務)

第10条 選定専門家は、効果的かつ効率的な助言・指導に努めるものとする。

(終了及び完了報告)

第11条 派遣希望事業者は、専門家派遣等を受けたときは、助言・指導の終了した日から起算して10日を経過する日までに、様式第4号による報告書(以下「終了報告書」という。)を商工政策課長に提出しなければならない。

2 選定専門家は、助言・指導が完了したときは、完了した日から起算して10日を経過するまでに、様式第5号による報告書(以下「完了報告書」という。)を商工政策課長に提出しなければならない。

(専門家派遣等の費用の支払)

第12条 商工政策課長は、前条の規定による終了報告書及び完了報告書の提出を受けたときは、終了報告書及び完了報告書のいずれも受理した日から起算して30日を経過する日までに、別表1及び別表2による額を選定専門家に支払うものとする。

2 商工政策課長は、前項の規定にかかわらず、選定専門家からの依頼又は同意を得たときは、年度を超えない範囲で県が負担する費用の額をまとめて支払うことができるものとする。

(守秘義務)

第13条 選定専門家及び選定専門家が属する組織は、専門家派遣等の実施により知り得た事業者等の秘密を厳守するとともに、自己及び組織の利益のためにこれを利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

(支払った費用の返還)

第14条 県は、次の各号のいずれかが判明した場合は、支払った費用の全部又は一部について、返還を求めることができるものとする。

- (1) 専門家派遣等の実施において法令違反その他の不正が判明した場合
- (2) その他返還を求めるべき事由が生じた場合

(その他)

第15条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は商工政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月9日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 支援区分	2 支援単位	3 支援回数
簡易相談	以下の相談に対して原則オンラインミーティングで助言を行う。 ・自然災害リスク診断、BCP、サイバーセキュリティ、感染症対応に関する初期相談 ・BCPの策定後や改善後に係る相談。	原則として、1回あたり1時間を上限とする。
個別指導	以下の相談に対してオンラインミーティング又は現地で助言を行う。 ・自然災害リスク診断、BCP策定・改善、サイバーセキュリティ、感染症対応に関して、事業者の状況に応じた個別相談に対して助言を行う。 ・BCPに関して勉強会（5名以上）を開催する場合の講師を行う。	原則として、1回あたり3時間を上限とする。

別表2（第5条関係）

1 費用区分	2 対象経費	3 県の負担額
謝金	選定専門家から助言・指導を受けた対価として支払う額（消費税及び地方消費税の額を含む。）	1 簡易相談 一回あたり10,000円 2 個別指導 一回あたり30,000円
その他の経費	選定専門家が助言・指導を行うため、派遣希望事業者の事業所等の現地への移動のために要した額	県の旅費規程により算出した額

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣等依頼書

令和 年 月 日

1 事業者の概要等

企業 ・団体の概要	名称	
	代表者職・氏名	
	所在地等	〒
	業種	
	従業員数	人
	担当者名	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 依頼の内容

相談分野	<input type="checkbox"/> 自然災害リスク <input type="checkbox"/> BCP策定・改善 <input type="checkbox"/> サイバーセキュリティ <input type="checkbox"/> 感染症対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）
対応方法	<input type="checkbox"/> 簡易相談（1回1時間。原則オンライン） <input type="checkbox"/> 個別指導（1回3時間。オンライン又は現地派遣）
対応希望日	※遅くとも、助言・指導を希望する日の7日以上前には本書を提出してください。 ※専門家との調整を円滑に進めるため、可能な限り複数の希望日（時間を含む）を記入してください。 対応希望日：
相談内容	※現状や課題などを含めて、相談したい内容を具体的に記入してください。

3 誓約事項

依頼にあたっては、次の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	依頼書等の記載内容が事実であること。
	中小企業者等であること。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

※事務局記入用

様

職 氏 名

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣等の可否決定について（通知）

年 月 日付で依頼のあった「とっとりBCPサポートセンター」の専門家派遣等について、下記のとおり通知します。

記

1 専門家派遣等の可否 可 ・ 否

2 専門家派遣等の実施予定内容 ※専門家派遣等の実施を行う場合に以下を記載する。

(1) 実施予定日時 令和 年 月 日 : ~ :

(2) 分 類 簡易相談 ・ 個別指導

(3) 対応する専門家

(4) 実施方法（実施予定場所等）

3 注意事項

- (1) 効果的な指導・助言が受けることができるよう、あらかじめ相談内容を整理しておいてください。
- (2) 専門家派遣等を受けた後、10日以内に様式第4号の報告書を提出してください。
- (3) 別表1及び別表2に規定する内容を越えて、専門家に助言・指導を求めた場合には、それに要する費用については貴者の負担となります。
- (4) 実施予定内容の一部又は全部に変更が生ずる場合には、その内容及び理由を添えて、速やかに県の担当者まで連絡してください。

様

職 氏 名

とっとりBCPサポートセンター専門家による助言・指導について（依頼）

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣実施要領（令和6年5月23日付第20240003376
2号鳥取県商工労働部長通知）第8条第3項の規定に基づき、下記により助言・指導をお願いします。

記

- 1 派遣先事業者
- 2 実施予定日時 令和 年 月 日 : ~ :
- 3 分 類 簡易相談 ・ 個別指導
- 4 実施方法（実施予定場所）
- 5 助言・指導を依頼する内容 別紙のとおり
- 6 謝金
謝金の額は、1回につき[金10,000円又は金30,000円]（消費税及び地方消費税の額含む。）とし、完了後にお支払いします
- 7 その他
専門家派遣等の実施後、10日以内に様式第5号の完了報告書を提出してください。

とっとりBCPサポートセンター対応終了報告書

令和 年 月 日

1 報告者

企 業 名	
住 所	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メ ー ル	

2 相談結果

相 談 分 野	1. 自然災害リスク 2. BCP 策定・改善 3. サイバーセキュリティ 4. 感染症対策 5. その他
対 応 専 門 家 名	
相 談 日 時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分
相 談 方 法	1. オンライン対応 () ※利用した Web 会議システム等 2. 現地対応 () ※専門家派遣先の住所等の情報
相 談 内 容	※相談した内容を可能な限り詳細に記入してください。
専 門 家 からの 指 導 ・ 助 言 の 内 容	※相談内容に対する専門家からの助言・指導の内容を可能な限り詳細に記入してください。

3 今後の対応

専門家からの助言・指導を受け、それに対する今後の対応（予定）を記入してください。

--

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣等完了報告書

（選定専門家提出用）

令和 年 月 日

鳥取県商工労働部商工政策課長 様

所在地
会社名
代表者職氏名

1 指導・助言の結果

派遣事業者名	
相談日時	令和 年 月 日（ ） : ~ :
県への請求額	※該当でない方を削除してください 金10,000円 ・ 金30,000円
指導等方法	<input type="checkbox"/> オンライン対応 <input type="checkbox"/> 現地対応
事業者からの相談内容	
指導・助言内容	※可能な限り詳細に記入してください。
対応結果及び今後の課題等	

（注意）本様式は、参考様式の振込依頼書を添えて提出すること。

(参考様式)

令和 年 月 日

振込依頼書

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

とっとりBCPサポートセンター専門家派遣事業に係る謝金等については、下記口座にお振り込みください。

記

銀行名	
支店名	
種別	普通 ・ 当座 ・ その他 <small>該当に○をしてください</small>
口座番号	(店番) (口座番号)
口座名義 (ふりがな)	

※請求者と口座名義人が異なる場合は、以下の記入をお願いします。

請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。

受任者氏名	
住所	